

平成24年度 薩摩川内市教育委員会事務事業評価実施要領

1 趣旨・目的

教育委員会は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（平成19年6月改正）第27条の規定により、教育行政事務の管理及び執行状況について、点検・評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出し、公表することとされている。

また、薩摩川内市教育振興基本計画では、計画の進行管理に当たって、PDCAサイクルを常に意識し、設定した数値目標等の達成度、有効性の観点から点検・評価し、さらには、それらを公表し、必要に応じ施策の改善を行うこととしている。

本事業を実施することにより、効果的で透明性の高い教育行政の推進に資するとともに、市民への説明責任を果し、円滑で効率的な事業実施の推進を図ることを目的とする。

2 評価の対象

- (1) 教育振興基本計画「第4章今後5年間に取り組むべき施策」の＜具体的施策＞又は平成24年度当初予算要求時に作成した中事業単位のC1・C2区分の事業の中から選定する。ただし、法令により市が実施することが義務付けられている（市の裁量の余地がない）事業及び補助金等評価委員会評価対象事業は除く。
- (2) 各課所各グループ原則1事業とする。

3 評価表 別紙のとおり

4 評価の時期

平成23年度に実施した事務事業を点検・評価し、その結果を平成25年度当初予算編成に反映させるほか、事務事業の改革・改善に活かせるよう評価の時期を調整するものとする。

5 視点別評価

事業を「妥当性」、「効率性」、「有効性」の視点から評価を行い、その理由を明らかにする。

| 視 点 | 内 容 |
|-----|---------------------|
| 妥当性 | 対象・手段の妥当性、市で実施する必要性 |
| 効率性 | 事業費・人件費の削減余地 |
| 有効性 | 成果の達成度・向上余地 |

6 評価体制

- (1) 評価は、改革・改善の視点で行う内部評価と客観的かつ市民視点で行う外部評価とし、外部評価は薩摩川内市教育委員会行政評価会議において行う。
- (2) 内部評価のうち一次評価者は、所管課長とし、二次評価者は、教育部長とする。
- (3) 薩摩川内市教育委員会行政評価会議委員は次の団体から推薦された者とする
 - ① 市校長会
 - ② 市社会教育委員の会
 - ③ 市文化協会

- ④ 市体育協会
- ⑤ 鹿児島純心女子大学

7 評価のスケジュール

| 実施時期 | 内容 | 備考 |
|-------|----------|-----------|
| 6月 | 一次評価作業 | 所管課所長 |
| 7月 | 二次評価作業 | 教育部長 |
| 8月・9月 | 行政評価会議 | 行政評価会議委員 |
| 10月 | 教育委員会定例会 | 教育委員会議案提出 |
| 12月 | 12月議会 | 議会報告 |
| 1月 | 公表 | ホームページ掲載 |

8 評価結果

(1) 評価結果の反映

実施計画策定及び教育振興基本計画の推進並びに予算編成等において評価結果を反映させる。

(2) 評価結果の公表

- ① 行政経営の透明化を向上させるために、自治基本条例第12条及び第29条の主旨に基づき、評価結果を公表する。
- ② 公表に当たっては市議会への報告及び市ホームページに掲載するものとする。

平成24年度 行政評価会議委員

| | 役職名 | 氏名 | 所属団体 |
|---|---------|-------|-----------|
| 1 | 隈之城小学校長 | 原之園健児 | 市校長会 |
| 2 | 会長 | 春田和満 | 市社会教育委員の会 |
| 3 | 副会長 | 吉本輝志 | 市文化協会 |
| 4 | 会長 | 宮司保 | 市体育協会 |
| 5 | 国際人間学部長 | 影浦攻 | 鹿児島純心女子大学 |